

## 佐賀県告示第 199 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 7 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ともなが	西松浦郡有田町戸杓丙 124 番地 3	令和元年 5 月 1 日
フジセデンタルクリニ ック	佐賀市南佐賀一丁目 21 番 30 号	令和元年 6 月 1 日
医療法人さくら会さく ら歯科医院	嬉野市嬉野町大字下宿乙 2124 番地 3	〃
訪問看護ステーション e a s e	武雄市朝日町甘久 3—6	令和元年 7 月 1 日
S a g a n 歯科・こど も歯科	佐賀市本庄町大字本庄 507 番地 9	〃
うえの歯科	佐賀市大和町大字東山田 2844 番地 3	〃
おだくらクリニック	唐津市大名小路 308 番地 8	〃
西牟田薬局	鹿島市高津原 3609—15	〃
ゆたか内科消化器科ク リニック	佐賀市兵庫南一丁目 20 番 15 号	〃